

○茨木市附属機関設置条例 (抜粋)

平成25年 3月13日  
茨木市条例第 5号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第 2 条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 4月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 2 号) 抄

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市駅前周辺整備基本計画協議会	駅前周辺整備基本計画に関する事項についての協議に関する事務